



茨城県警察からのお知らせ



令和7年7月1日～ 駐車許可における運用変更点

(※ 申請方法の詳細は各説明ページを確認願います)

1 許可期間の延長 (1申請あたりの許可期間)

最大6ヶ月



最大1年

2 運用の変更 (変更の主なポイント)

① 申請書の変更(旧様式もしばらくの間使用できます)

- ・駐車許可申請書 (新様式)
- ・駐車許可証再交付申請書 (新設)
- ・駐車許可証記載事項変更届 (新設)

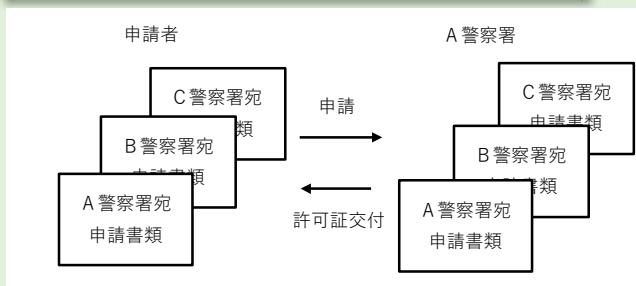


添付書類
(申請・再交付・記変それぞれの
ページを参照ください)

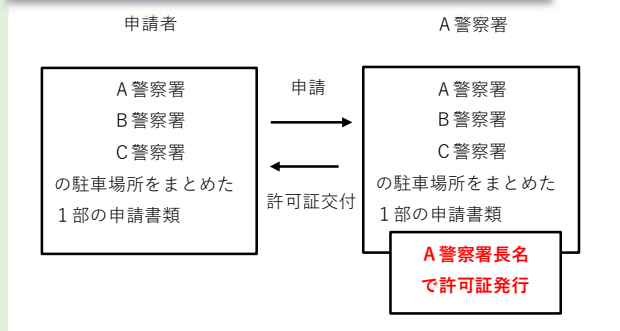
② 一括申請の運用変更

同一車両で、複数警察署管内の駐車場所における申請を代表警察署に申請する特例

6月30日まで… 警察署毎に書類が必要



7月1日以降… 1部にまとめて簡略に



③ 更新申請の際の簡素合理化

既に許可証の交付を受けている申請について、日時・車両・場所の
いずれか又はその全てが同じ申請については、申請書のほかは
「変更内容を疎明する書類」だけの提出と簡素化できます。

例： 駐車する時間のみ異なる → 申請書のみ提出でOK
駐車する時間、車両が異なる → 申請書 + 車検証写しのみ

【問い合わせ先】

- ・茨城県内の各警察署
- ・茨城県警察本部 交通規制課